(参考様式２)

介護保険法第１１５条の４５の５第２項等の規定に該当しない旨及び

東松島市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書

令和　　年　　月　　日

東松島市長　様

申請者　所　在　地

　　　　　名　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

介護保健法第１１５条の４５の５第２項の厚生労働省令で定める基準に従って適正に第１号事業を行うことができないことに該当しない者である旨及東松島市通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱第１４条第４項の規定に該当しない者であることを誓約します。

また、東松島市長が必要であると判断した場合は、警察に対し照会することに同意します。

|  |
| --- |
| 【介護保険法第１１５条の４５の５第２項】第１１５条の４５の５　第１１５条の４５の３第１項の指定（第１１５条の４５の７第１項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第１号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第１号事業を行う事業所ごとに行う。２　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が厚生労働省令で定める基準に従って適正に第１号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。 |
| 【東松島市通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱】第２条４　事業者は、通所介護相当サービス事業の運営にあたっては、東松島市暴力団排除条例（平成２４年東松島市条例第４４号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第４号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。 |
| 【東松島市暴力団排除条例】第２条（4）暴力団員等　次のいずれかに該当するものをいう。ア　暴力団員イ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者ウ　法人その他の団体であって、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を称する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するとみとめられる者を含む)のうち、ア又はイのいずれかに該当する者が属するもの |

(裏面)

|  |
| --- |
| **管理者及び役員名簿** |
| ﾌﾘｶﾞﾅ氏　　名 | 生年月日 | 役職名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

事業所名